平成２３年（フ）第８６号
奈良県大和郡山市矢田町822番地11
債務者　辻　　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命182番地１、前住所大分県日田市大字三和90番地15
債務者　上田　　亘（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県嘉麻市上山田441番地11
債務者　村上　勝美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
愛知県一宮市馬見塚東見六43　ハイムマエダ203号、住民票上の住所愛知県岩倉市西市町東畑田36番地２　アンプルールリーブルＳａｎｔｅＩ205号
債務者　後藤八千代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７２号
愛知県一宮市奥町字南目草21番地　ＴＥＲＲＡＳＥ高野Ⅱ207号
債務者　小薮　一孝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７３号
愛知県一宮市奥町字南目草21番地　ＴＥＲＲＡＳＥ高野Ⅱ207号
債務者　小薮　智弥
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９８号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―806号
債務者　中華料理ポパイこと　菊池　義秀
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
大阪府岸和田市岡山町1260番地の３、前住所大阪府岸和田市三田町578番地の３
債務者　児丸　國雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
大阪府岸和田市岡山町1260番地の３、前住所大阪府岸和田市三田町578番地の３
債務者　児丸　京子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
大阪府泉南郡熊取町美熊台１丁目13番24号、前住所大阪府貝塚市堤362番地12
債務者　西座美代子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
大阪府阪南市桃の木台６丁目４番地の16
債務者　布藤　孝之
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
大阪府岸和田市岸城町１番25―404号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目８番１―203号
債務者　堀野由起子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
大阪府貝塚市橋本684番地３棟704号、前住所大阪府貝塚市橋本684番地81棟513号
債務者　石田　則明
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
大阪府貝塚市半田351番地１
債務者　藤岡　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目15番32号オリエンス忠岡Ⅱ番館103
債務者　前村　美枝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目927番地の２、前住所大阪府泉佐野市日根野7258番地Ａ―103
債務者　山田　佳久
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―２―508号
債務者　本田　裕史
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係